

# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光

編集人 青木 正照

第250号2008年12月1日

## 住み良い地域づくりをめざして 労働者福祉施策を県に要請！

県労福協による平成20年度県政要請が11月18日に県庁知事室に於いて実施され、県労福協としてまとめられた多重債務対策、介護に関する対策、医師不足対策等8項目を要請した。今回も昨年と同様に知事懇談会と関係部局交渉の2段階形式をとり、会場を変えて行った。

最初の知事懇談会は、県庁第三応接室に於いて行い、冒頭近藤理事長が「県労福協は、人と暮らし、環境に優しい福祉社会の実現“をスローガンに、構成団体の連携・調整をはかり、安心して生活できるネットワークづくりの実現を目指し活動している。今回、労働者福祉と安心・安全の立場から、県政への提言としてとりまとめたので、厳しい財政事情の中でご苦労いただくとおもうが、対応をお願いしたい。」と県労福協を代表して挨拶を行った。

引き続き県労福協青木専務理事が、村井知事に對し、「今、県内企業の人員削減が行われ、失業者が増え労働者は厳しい現状にあり、多重債務対策、介護に関する対策等、早急に対応すべき深刻な課題が山積している」と、今回の要請書の趣旨説明を行うと共に、知事として任期の前半が経過した中で、労働者福祉施策に関わる県政の目指す方向や政策について考え方を伺った。



要請書を受け取る村井知事

に端を発し、金融不安が広がり世界経済が混乱し、県民の生活にも大きな影響を与えている。県としては、それらの対応として、知事専決事項で、緊急対策費を計上し、早急な対応に努めている。又、福祉をはじめとする県行政を取り巻く現状としては、医師不足問題、介護の問題、食品偽装問題をはじめとする食の安全対策等、多くの課題を抱えており、安全で安心して暮らせる環境づくりが必要であると認識している。」と回答された。



近藤理事長の代表挨拶

知事懇談会後の社会部長・関係各課交渉は会場を8階会議室に移して行った。県労福協近藤理事長、荒井商工労働部長の挨拶に続いて青木専務が要請内容について要請書記載事項に沿って具体的に説明を行った後、要請事項に関して該当各部ごとの具体的な回答・質疑に入った。

なお、要請事項に対する回答は、議論を踏まえ正式には後日書面にて開示されるが、複数の部局に関わる事項は各部局が連携して対応することがその場で確認された。

### 労働者福祉と安心・安全の県民生活の向上に関する要請要旨

1. 労働者福祉の積極的な推進について  
知事として任期の前半が経過した中で、労働者福祉施策に関わる県政の目指す方向や政策についてお聞かせ願いたい。
2. 多重債務者対策の積極的な推進について

- ① 昨年長野市において、「多重債務対策相談室」が設置されたが、全市に於いて同様の窓口が設置されるよう、県として引き続き指導強化願いたい。
- ② 県下5箇所消費生活センター等で多重債務に関する相談を受けられるが、更に現行の相談時間・実施曜日拡大や人員体制等充実を図りたい。
- ③ 県労福協の「暮らしサポートセンター事業」に於いて、年2回定期的に県下一斉・13箇所実施予定の「多重債務者無料相談会」への財政的支援を願いたい。
- ④ 多重債務整理のための「県によるセーフティネット融資制度」の新設を願いたい。
- ⑤ 社会保障の最終的なセーフティネットである「生活保護」について、県として生活保護の本来のあり方を検証し、併せて現場の福祉担当者への指導を



労福協機関紙を見る村井知事

再徹底されたい。

**3. 介護に関する対策について**

① 県が実施している介護サービス情報公開システムについて、システムの改善を図り、有効利用促進に努められたい。

② 現在介護施設は不足状態であり、



あいさつに立つ荒井商工労働部長

ため、県立病院の一層の充実をめざされたい。

(2) 医師不足改善の緊急対策の一層の強化と、医師の過酷な労働実態の改善を実現し、医師確保対策を講じられたい。

(3) 深刻化する看護師不足を解消するために、離職に歯止めをかけ、働き続けられる労働条件改善とともに、養成数の拡大や看護師養成所に対する補助金の増額をすること。

**5. 中小企業勤労者等の福祉の向上について**

① 市町村における中小企業勤労者の福祉の維持向上に向けて、県が積極的な役割を果たすよう要望する。

② 勤労者互助会・共済会、および中小企業勤労者福祉サービスセンターの強化に向けて各地区の労政事務所を通じて指導されたい。

**6. 食の安心・安全対策について**

(1) 産地偽装や中国産冷凍餃子中毒等の事件や事故が相次ぎ、食品に対する消費者の不安は増すばかりであり、食の安心・安全に関して以下の3項目の実現を要望する。

① 全国で20の都道府県が、食品安全に関する条例や基本計画を策定しており、県としても基本計画、審議会を盛り込んだ「長野県食の安全・安心条例」の制定を要望する。

② 自然交配による遺伝子組み換え作物に対する監視活動の強化を図ること。

③ 名産品、土産物品等を中心とした食品の安全性や表示のチェック機能強化を図ること。

(2) 世界的な食糧危機が懸念されており、その中で、地産地消や産直事業を進展させることが重要である。県として遊休農地活用と合わせ、地産地消、産直事業への奨励・支援を要望する。

① 本年4月に県が定めた地産地消推進計画の確実な実行を要望する。

② 地産地消や産直事業事例を集約・公表し、優秀事業の表彰制度の新設を要望する。

**7. 消費者行政の充実強化について**

(1) 6月県会において制定された長野県消費生活条例は、高く評価できているが、以下の点について要望する。

① 不当取引に対する業務停止命令や改善指示の行政処分を行うためには、捜査経験者の協力や配置が必要であり、そのための体制整備と

人件費予算の確保を要望する。

② 全県を網羅する上で、市町村の相談窓口の役割は大きく、定期的な協議の場の設定など市町村との連携を図るための具体的な手立てを講じられたい。

③ 条例に盛り込まれた「国等が公表する危害情報の提供」をどのように行うのか、それらを市町村との協議等を踏まえ、明確にされたい。

(2) 地方自治体の消費者行政部門を自治体における消費者行政の司令塔機能として整備すること、消費生活センターを強化することを要望する。

① 消費者行政部門の人員・財政面の拡充、自治体内の関係部署の連携強化、行政処分の執行体制強化、相談情報の一元化の仕組みづくり等を要望する。

② 消費生活センターが、消費者相談窓口としての任務を果たせるようにすること。併せて相談員の増員・待遇改善など人員・財政面の抜本的強化支援を要望する。

(3) 石油製品や食品などの物価高騰への対策を講じられたい。

**8. NPOへの支援について**

NPOの活動に対する融資を行っている「NPO夢バンク」の果たす役割は重要であることから、現行の1,000万円(無利子・融資日平成16年8月・期間5年間)の融資について期間延長をされたい。



部局接街風景



# あんしん・あんぜん・みんなの笑顔

## 2008虹のフェスタ開催

県労福協の構成団体である県生協連は、10月19日(日)にエムウェーブ(長野市)において「2008虹のフェスタinながの」を開催し、県労福協も出展しました。

中国産ギョーザ中毒事件など食の安全・安心に関わる問題が多発し、消費者の食に関する不信・不安が増大したことから、県生協連の理事会では、生協が進める食の安全・安心の取り組みを発信する一つの場として、虹のフェスタを位置づけました。

「生協の あんしん あんぜん みんなの笑顔」と題し、「食」「環境」「健康」「平和」の4つのテーマで、生協組合員が自分達で企画を作り、様々なブース出展を行いました。また、県や長野市などの後援を受けるとともに、農政事務所やJA・漁協、共同作業所など行政・諸団体が多数出展し、地域・諸団体とのつながりも深まりました。会場では、各出展先でスタンプを押してもらってテーマの理解を含めるスタンプラリーを実施し大好評でした。

県労福協からは、「暮らしサポートセンター」の紹介、長野地区福協



県労福協暮らし・なんでも相談コーナー

による「くらしなんでも相談」コーナーの他、会場への大型スクリーンの設置により、悪質商法の被害やヤミ金融の状況が放映されました。お年寄りははじめ多くの来場者が、悪質商法の実態に見入っていました。相談された方には、玄関に貼れる「訪問販売お断りシール」を配布し、悪質業者撃退について呼びかけました。

また、長野県地域労使就職支援機構とNPOセンターが就職相談を実施したほか、ものを作る「楽しさ、面白さ、を感じてもらおうために、手軽に作れる、「エアープラント」と「セラミクスシステム」を利用しての「ミニガーデニング体験実習」を実施しました。

### 第4回長野県多重債務者対策協議会開催

第4回長野県多重債務者対策協議会が9月16日、長野消費生活センターに於いて開催されました。

今回は、長野県が主体の「多重債務者無料相談会」開催の概要の説明を聞き、広報宣伝を含めて、各団体が積極的に相談会への支援を行うことを確認しました。

#### 【県下一斉・多重債務者無料相談会】

日時

平成20年12月12日(金) 10時～17時

方法

① 面談相談

県下5会場に於いて弁護士・司法書士又は消費生活センター職員が多重債務に関する相談を受ける。

② 会場/長野・松本・上田・岡谷・飯田の各消費生活センター

③ 必要書類等/借入・返済状況がわかる預金通帳・振込み明細書等。

#### (2) 電話相談

県下5会場に於いて消費生活センター職員が多重債務に関する相談を受ける。

① 会場/長野・松本・上田・岡谷・飯田の各消費生活センター

② 方法/当日直接各消費生活センターへ電話する。(予約不要)

### 新しい働き方と地域づくりを

#### 協同労働の長野県市民集会

協同労働ネットワークながのの主催、県労福協共催による「協同労働の長野県市民集会」が11月1日、長野市勤労者女性会館しなのきで開催されました。

協同労働の主体となる協同組合は、働く一人ひとりが出資することで「雇用・被雇用」の関係を作らないのが特徴で、若者や高齢者の働く場として期待されています。ただ、現在は法的裏付けがないため、NPO法人等で活動しており、法的基盤の充実が課題となっています。

集会では、前連合会長で、中央労福協会長の笹森清氏の基調講演のほか、協同労働に取り組む県内団体の代表者らにより「協同労働とは何か、実践から学ぶ」というテーマでパネルディスカッションも行われました。

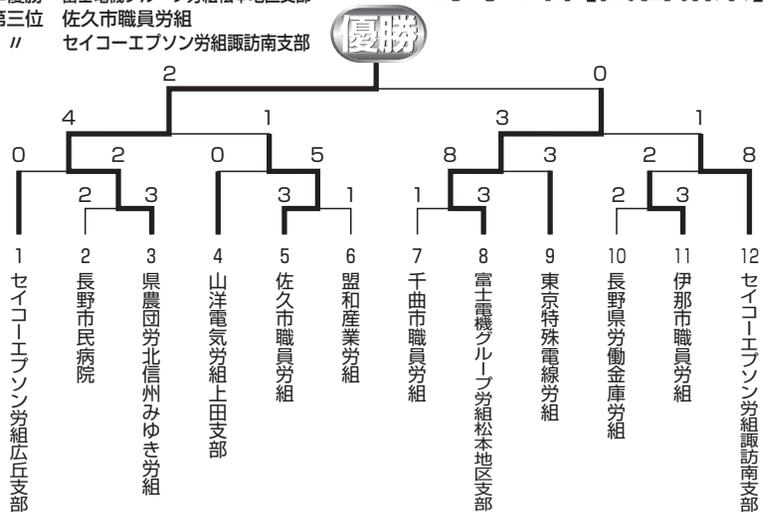
基調講演の中で、笹森氏が「同質の協力は“和”にしかならないが、異質の協力は“積”になる」という言葉で、根拠法成立に向けて、いろいろな団体や仲間の協力を呼びかけたことが印象的でした。



パネルディスカッション

優勝 県農団労北信州みゆき労組  
 準優勝 富士電機グループ労組松本地区支部  
 第三位 佐久市職員労組  
 // セイコーエプソン労組諏訪南支部

### 野球の部【試合結果】



長野県勤労者体育大会は、9月27日には、バレーボール・バドミントン・テニスが行われ、10月12日の野球を最後にすべての競技が終了しました。野球以外の試合結果は、前号でご報告しましたので、今回は野球の結果のみご報告いたします。



開会式と熱戦風景

勤労者  
 体育大会  
 すべて終了

### 上伊那労福協まつり開催

去る10月4日、伊那市さわやか広場において「労福協まつり」を開催しました。私たちの運動そのものをより社会化していくことをコンセプトに15年目を迎えた今イベントには、160名が運営する構成組織の模擬店、地域の方々や遠くは県外からの出店もいただいたフリーマーケットなど、すっかり地域行事としても定着した活動となりました。

長年悪天候にたたられ続けてきた労福協まつり、ようやくお天道様も味方になってくれたのか、当日は雲一つない大晴天!! 労金伊那支店の新築移転オープンを記念し共催した「親子ふれ愛アニメまつり」とともに大変な賑わいをみせ、2000名を超えるご来場者を迎えたイベントとなりました。

今後このような交流機会を福祉運動浸透に向けた起爆剤と位置付け、地道に歩みを進めていきます。

さあ次回も参加してみませんか?



親子連れでにぎわう会場

### 2008 きんろうう フェスティバル 開催

「いま、働くことの意味を考える」をテーマに11月23日、長野市の城山公園で「2008きんろううフェスティバル」が開かれました。これは、県労組会議や県労福協などの事業団体、市民団体など22団体でつくる実行委員会（実行委員長＝高橋博久・県労組会議議長）が主催したもので、今年で22回目となります。三連休の中日で、天候にも恵まれ約一万五千人の市民が訪れました。



さくら会 創作品コーナー

会場内には、野菜や果物、おでん、うどん・そば、つきたての餅などを販売するテントが約30張並び、子供達に人気のミニSL試乗や、特等で「iPod touch」が当たる無料抽選会には長蛇の列。特設のステージではウルトラマン・ガイアショーやアマチュアバンドの演奏、白鳥ハレ工学園のダンスなど華やかな催し物も。

県労福協のブースでは、無料相談コーナーや風船の配布、NPOさくらの会と共同で衣類などのバザーを企画。また、医療生協のブースでは、無料の健康診断コーナーが設けられ、骨密度を測定する本格的な機器で訪れた人の健康チェックが行なわれ大変好評でした。

ステージでは、食の安全問題や地域医療の再生、JRの不採用事件の解決を求めるアピールの場も。食育や公共交通などの課題について、チラシ配布やパネル展で訴える労働組合も多く見られました。

参加者の一人は「ゆつたりとした気分でフェスタを楽しめた。明日からまたしっかり働くための鋭気をもらった」と話していました。

# 労金・全労済 新任運営委員 合同研修会開催

事業団体間の共同行動・合同研修の一環として、労金・全労済の新任運営委員を対象とした合同研修会が11月19日、松本勤労者福祉センターで、両団体の新任運営委員をはじめ、役員等総勢94名が参加し開催されました。

研修内容は、労金・全労済の現況と課題について報告がされ、続いて県労福協から、「生活あんしんネットワーク事業」の取り組みについて報告と要請をしました。

又、午後はそれぞれの事業団体ごとに分散会を行い①これからの時代、勤労者は事業団体に何を求めているのか②運営委員として組合員に労金・全労済をどうアピールするのか③「生活あんしんネットワーク事業」の具体化にむけて、の3項目に絞って論議・意見交換をしました。分散会で出た主な意見は、

- ①については、
  - \* ろうきんのメリットをわかり易く表現したツールが欲しい。
  - \* 土、日曜営業の便利さを検討して欲しい。
  - \* なぜ組合が労金を勧めるのか疑問に感じる組合員もいる。もつと身近な存在になって欲しい。
  - \* 全労済は、次世代や女性対象の

保障商品開発が必要。

\* 民間保険会社との違いがわかり易い資料が必要。

\* 商品の簡素化が必要である。

②については、  
\* 自らが利用してみて、その良さを実際に仲間に伝えることが大切。

\* 労金の「よいとこマップ」をもつと活用してPRすべきである。  
\* 組合と組合員のつなぎ役という認識を持つて対応すると良い。

\* 商品内容を自ら勉強し、自信を持って勧めることが大切。  
\* 機関紙コンクルールのサンプルを参考に、広報宣伝の参考にした。

③については

\* わかり易い言葉で表現する工夫が必要。

\* 相談窓口やサービスメニューをしっかりとPRすべきである。

\* あんしんネットワーク事業について初めて知った。  
\* もっとPRが必要。  
\* といった率直なご意見・ご要望をいただいたので、今後、対応・対策を検討いたします。



分散会風景

# 地区労福協ブロック会議開催

地区労福協の活動や第2期目に入った「生活あんしんネットワーク事業」の推進等について、県労福協と地区労福協の連携を密にするために、10月1日〜10月15日にかけて県下4地区に於いてブロック会議を開催しました。

県労福協からは、①地区交付金関連事項②第2期生活あんしんネットワーク事業推進③協働労働法制化に向けた取り組み、についてお願いしました。

地区労福協からは、

- ① 新たに「暮らしサポートセンター」が設立されたので前向きに取り組んで欲しい。
- ② 多重債務相談会については、自治体とのタイアップ開催を検討したらどうか。
- ③ 人生経験・資格・技術を持つている高齢者との連携を強化したらどうか。
- ④ 県労福協のホームページをもっと充実して欲しい。

ることがわかりました。その中で特徴的な取り組みとしては、

① 市長との市政懇談会を実施し、労働行政の充実を訴えている。

② 知らせる活動を重視し、パワーポイントを作成して会議等で活用している。

③ 各種セミナーを頻繁に開催し、地域に貢献している。

④ 地域に労福協を知ってもらうために、労福協まつりを開催している。

⑤ 県大会の種目の他にソフトボール大会を開催し、盛り上げています。

今後は、NPOとの連携や、退職者対応、未組織勤労者対応強化が課題といえます。



中信地区ブロック会議

# カード社会の落とし穴

連載 4



服を買う、CDを買う、バスや電車に乗る、携帯電話を使う、映画を観る。物やサービスを受ける代わりにお金を払うのは、この社会が契約でなり立っているから。カードは、その契約のもっとも進んだ例です。サインひとつで物を買ったり、種々のサービスが受けられるのは、カードの持ち主を信用した「契約」があるからです。持ち主の責任もお忘れなく。



## クレジットの仕組み、知ってる?

いまやクレジットカードの発行枚数は約2億8千万枚(年/日本クレジット産業協会調べ)。成人一人が約2.8枚持つ計算です。クレジット契約は、消費者(クレジット会員)を加盟店・クレジット(信販)会社の三者契約です。会員は、買物やサービスが代金後払いで受けられ、キャッシングでお金を借りることもできます。

クレジットカードは「信用」とひきかえに便利さを享受できるかわりに、持ち主であるあなたの責任を厳しく追及します。カードを人に貸したり使わせたら、その責任は持ち主であるあなたに回ってきます。

## いわゆる、ひとつの借金

カードで使ったお金は目に見えにくいため、使い過ぎたり、衝動買いをしてし

まいがちですが、「クレジットカードを使う」ということは借金をするということ」を忘れないでください。もしキャッシングをして3回延滞すると事故情報としていわゆるブラックリストにのります。

また、いくら借りても(買っても)月々の支払額が一定のリボルビング払いは、負担の全貌が見えにくく、つい使い過ぎてしまうことも。リボ払いの金利を知らない人も多いようです。カードを使うなら、収入の範囲内で使うのが鉄則です。

## カードが多重債務の入口になる

エステで80万円、英会話で100万円...高額な商品やサービスをクレジットならと契約してしまい、すぐに返済できなくなる...高額なクレジット契約が原因の多重債務者が増えています。こうした問題をうけて、宝石、健康食品など高額商品を次々に売りつける悪質業者には規制が強化されました(特定商取引法)

改正)。クレジット会社に対して、高額商品を次々と買っている人とのクレジット契約をチェックしたり、違法な契約の場合には消費者にお金を返すことなどを義務づけました(割賦販売法改正)。  
正しく使うと便利なカード...しかし、返済能力を超えると多重債務への入口となってしまう。

## 「スキニング」被害が増えている!

知らない間にカードの磁気情報を読み取り、偽造カードを不正使用する「スキニング」被害も急増しています。ネット通販では名前、カード番号と有効期限だけで決済できるため個人情報への取り扱いには要注意です。とはいえ事前の予防には限度があります。常に請求書の明細をチェックし、おかしい点があればすぐカード会社に連絡しましょう。ただしカードの保管がずさんだったり、期限内(おおよそ60日)に申告しないと補償されない場合も。万一カード会社の対応が納得いかない場合は国民生活センターなどに相談してください。

全国労働金庫協会作成の消費者問題関連記事を連載しています。

**“優良宅地” レインボータウン 好 | 評 | 分 | 譲 | 中**

<p>レインボータウン <b>篠ノ井駅西Ⅱ</b> <b>20</b></p> <p>篠ノ井駅から徒歩8分、長野市南部屈指の分譲地。</p>	<p>レインボータウン <b>穂高有明</b> <b>5</b></p> <p>北アルプスの麓、自然豊かな安曇野穂高。</p>
<p>レインボータウン <b>上田古里</b> <b>8</b></p> <p>好評分譲中! 住宅生協ならではの優良宅地。</p>	<p>レインボータウン <b>駒ヶ根赤穂</b> <b>13</b></p> <p>南・中央アルプスの眺望最高・小中学校至近。</p>

**長野県労働者住宅生活協同組合**

本 部 長野県知事(8)2490号  
TEL. **026-234-0283**  
〒380-0838 長野市東町523 ろうきんビル7F jyusei@avis.ne.jp

松本事務所  
〒390-0875 松本市城西1-1-33 康比寿ビル2F  
TEL. **0263-36-1710** jyusei-m@po.mcci.or.jp

ホームページもご覧ください  
長野県住宅生協 | <http://www.jyusei.jp/>

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.16

## 「雇用契約」



定人 特務 山口正人 社会保険労務士

来春の新卒予定者の「内定取り消し」や契約満了に伴う「雇止め(契約更新拒否)」が社会問題化しています。金融危機の拡大から更に企業業績が悪化し、雇用環境は一段と厳しくなるとして、政府には迅速な対策が求められています。



今号は当相談ダイヤル相談員の山口正人特定社会保険労務士の相談事例から、雇用契約問題についてご紹介します。

### 【事例】

パートで働いている。雇用契約期間は1年で既に3回更新をして、もう直ぐ勤続4年になる。  
今月末の4回目更新時にも当然更新されるものと思っていたが、突然上司から「売上の減少で経営状況が厳しいので、今月末の契約期間満了時をもって雇用契約を終了とする」と言われた。  
契約期間満了でありクビではないと言いが、生活がかかっており本当に困っている。どうしても納得がいかないが、法的には許されるのか。

### 【回答】

有期雇用契約は、期間の定めのない雇用契約と違い、その契約期間が満了となれば当然に雇用は終了する。  
雇用期間の定めのない労働者や雇用期間の定めがある労働者が、期間中に事業主側から契約の解除を言い渡されることをクビ(解雇)といい、この事

例では該当しないが、会社側がこのような雇止めをいつでも自由に行えるかということについては問題がある。  
事業主側は労働者に対して雇用契約更新の有無について明示する義務規定(労働契約法第1条1項)があるが、仮に「更新あり」と明記されていれば、更新の意思が雇用契約締結時に会社側にあったことは明らかであり、一方的な更新拒絶は解雇と同様とされる。  
もし解雇であるとする、会社の経営上の理由による「整理解雇」となり、①人員削減の必要性の存在、②会社の解雇回避努力の実施、③被解雇者の合理的な選定、④労働者側との協議の実施といった4要件すべてがないと、客観的に合理的な理由がないものとして労働基準法(第18条1項)に違反し、権利の濫用による「不当解雇」となる。  
また、解雇が相当であった場合でも、「30日前の解雇予告」もしくは「解雇予告手当の支払」の規定(同法20条1項)により、突然の解雇の言い渡しの場合

は、事業主に対して賃金とは別に解雇予告手当の支払を求めることができる。  
なお、契約期間が「更新あり」となっている場合、その更新が長期に亘って数回行われていて、雇用実態が期間の定めのない雇用と変わらなるとみなされれば、過去の判例を先例とすると、雇用期間満了でなく解雇とされる可能性が高い。

### 参考 有名な判例(要約)

#### 【有期雇用契約の雇止め→解雇と判断】

##### 東芝柳町事件

電気機器製造業務に、臨時的に期間の定めのある雇用によって採用された7名の社員について、正社員と差がない勤務内容であるにもかかわらず、適用される就業規則の内容に差があり、また労働組合への加入も認められていない状況であった。  
その後それぞれ5回から23回の契約更新を経た後に、会社側が工員らの勤務態度不良や業務量の減少を理由に契約更新を拒絶したため、工員らが提訴。

##### 【最高裁の判決主旨】

本件各労働契約においては、会社としても景気変動等の原因による労働力の過剰状態が生じない限り契約が継続することを予定していたもので、実質的に期間は2ヶ月とされているが、いずれから格別の意思表示がなければ、当然更新されるべき労働契約を締結する意思であったものと解するのが相当である。

したがって、本件労働契約は、期間の満了毎に当然更新を重ねてあたかも期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態で存在していたものといわなければならない。  
本件の雇止め意思表示は、このような契約を終了させる趣旨のもとにされたものであるから、実質において解雇の意思表示

に当たるので、そうである以上、本件雇止めの効力の判断にあたっては、その実質に鑑み、解雇に関する法理を類推すべきである。

景気後退による企業業績の悪化に伴い、県内各地の相談窓口では労働相談が増えています。県は12月1日、商工労働部雇用課と各労政事務所(6カ所)に「緊急労働相談窓口」を開設し、平日の労働相談態勢をとりまわした。

県労福協のくらし・なんでも相談には、雇用に関するもの、他、「取引先の倒産で売掛金250万円の回収ができず、運転資金が不足して自分の会社も倒産寸前。事業資金を貸してくれる所はないか」と、会社の経営者からの切実な相談も寄せられます。  
国の内外を問わず、米国発の金融危機に端を発した景気の落ち込みの影響は、労働者にも企業にとっても共に厳しい状況にあることが察せられます。

県労福協の構成団体が開設している労働問題の無料相談窓口は次の通りです。

<b>連合長野</b>	働く人の相談センター なんでも相談ダイヤル	フリーダイヤル 0120-154-052
	所在地 松本市中央1-3-18 駅前共同ビル2F 開設時間 13:00~20:00(*土日祝日も開設)	
	特定非営利活動法人 ユニオンサポートセンター <small>(松本地区労働組合協議会運営する NPO法人。松本市の委託労働相談事業)</small>	☎0263-39-0021 FAX.0263-33-6000
	所在地 松本市中央4-7-22 松本市勤労会館1F 開設時間 平日 9:00~17:00 月例特別相談日 専任弁護士・司法書士 (毎月 第3土曜日 10:00~12:00)	
<b>県労連</b>	労働相談ホットライン	フリーダイヤル 0120-378-060
	所在地 長野市高田276-8 県労連会館 開設時間 9:00~22:00(*土日祝日も開設)	

困ったときは、くらし・なんでも相談  
“ほっとダイヤル”をご利用下さい。  
☎0120-39-6029  
毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門相談員による相談日です。

地区労福協からの活動報告

長野地区労福協

長野地区労福協は昨年度まで長野市・上水内郡を活動地域としてきましたが、構成団体の地域統合により今年度から千曲市・埴科郡が新たに活動地域に加わりました。ほとんどの事業はこれから開催されますので、この一年の事業の一端を紹介します。

生涯生活サポートセミナー

第6回生涯生活サポートセミナーは、希望の多かった投資信託について『これからの資産づくり？投資信託の仕組みと上手な活用方法？』と題し、FPの資格を持つセイコーエブソン労働組合の清水学副執行委員長を講師に、資産運用のひとつの手段として注目される「投資信託」について仕組みやリスクと良いファン



生涯生活サポートセミナー

らの資産づくり全般について組合員の立場からセミナーを開催しました。参加者アンケートでは「大変ためになるお話でした。できればもう少し早く聴きたかったです。」などの声が寄せられました。

良きパートナーを探そう

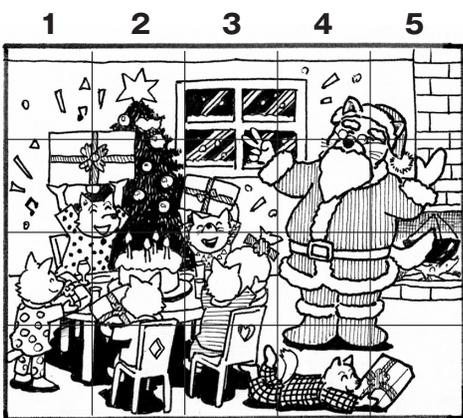
「良きパートナーを探そう」については昨年朝日新聞にも取り上げられたことにより、全県より参加申込がありました。12月と2月の2回の開催を予定していましたが、あまりにも参加希望者が多く抽選に漏れた方が1000人を超えたため、急遽3月に希望者全員参加してもらう会を追加開催しました。今年度は12月13日に第一回を開催し、2月にも開催する予定です。ご希望の方は長野地区労福協へお問合せください。



良きパートナーを探そう

8のまちがいさがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思えます。



プレゼントの応募方法  
● 官製はがきに答えを書いて県労福協へ宛先は表紙にあります。  
● 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。  
● 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに。  
● 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。  
● 締切り12月31日

前回の正解は  
  
当選者(6名・敬称略)  
中山 範子(松本市)  
石坂 信子(長野市)  
平田 清(麻績村)  
下島 進(安曇市)  
田中 静子(佐久市)

山なみ

今から57年前に県労福協の前進である福祉対策協議会が誕生し、その後、労金、全労済が結成され、昨年から、50周年イベントが行われています。また、県生協連では先月60周年式典が行われました。

50年前といえば、まじめに働けば「テレビや車や家が持てる・・・」という夢が叶った時代。しかし、その後の時代は弱肉強食の金儲けの時代、暴走する自由主義経済、マネーゲーム化した資本主義の破綻。そして、格差の拡大・貧困の固定化により社会の底が抜けてしまった。更に家族や地域、職場のコミュニティの崩壊、失われた20・30年で格差がめっちゃくちゃ付き、貧困社会が生まれた。貧困の広がりゆえに人の弱みに付け込む悪質業者や振込め詐欺、多重債務者や自殺者の増大、一方、医療・介護や年金がスタスタ...これが、夢もない30年間の時代の流れでした。

今こそ、私たちは設立の原点に戻って「協働」が輝きを取り戻す時代を創らなくてはならないと思います。市場主義の「ひとりりは、ひとりりのため」ではなく、協働連帯の「ひとりりは、皆のために、皆はひとりりのために」の精神で「皆が幸せになれば、自分も幸せになれる」生き方を目指し、失敗を恐れず私たち労福協は挑戦していきます。(青)



ぬくもりのある社会